

立正大学学園公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人立正大学学園（以下「本学園」という。）における公益通報者の保護および公益通報の処理その他必要な事項を定める。

(公益通報)

第2条 この規程における公益通報とは、第1号から第4号に掲げる者による法令違反行為に関する通報または相談等を行うことをいう。

- (1) 本学園の教職員（勤務形態を問わない）
- (2) 退職後1年以内の教職員
- (3) 派遣労働終了後1年以内の者および取引先関連の業務終了後1年以内の者
- (4) 本学園の役員

(公益通報者)

第3条 この規程における公益通報者とは、前条第1項の第1号から第4号に規定する者および権限を有する行政機関、報道機関等であつて公益通報をする者をいう。なお、権限を有する行政機関、報道機関等への通報の条件は「公益通報者保護法」の第3条第2号および第3号に依る。

(公益通報の処理)

第4条 本学園における公益通報の処理は、監査室が行う。

(通報窓口)

第5条 本学園における公益通報に対応するための通報窓口を監査室に設置する。

(公益通報の方法)

第6条 公益通報者は、自らの氏名および連絡先を明らかにした上で、書面、面談、電子メール、電話、ファクシミリ等によって公益通報を行うものとする。なお、特別の事情があるときは、匿名で公益通報を行うことができる。

この場合、監査室は特定できないメールアドレスなどを使用して、通報者の匿名性の保護を行う。

- 2 通報窓口以外の教職員が公益通報者から公益通報を受けたときは、遅滞なく、通報窓口に連絡し、または、当該公益通報者に対して通報窓口に公益通報を行うように助言しなければならない。

(公益通報の受付)

第7条 通報窓口において公益通報を受け付けたときは、速やかに、公益通報者に対して当該公益通報を受け付けた旨を通知するものとする。

2 前項において公益通報を受け付けたときは、公益通報者に対して、当該公益通報に係る事実を確認するために資料等の提出を求めることができる。

3 第1項において公益通報を受け付けた監査室は、速やかに、その内容を理事長に文書で報告しなければならない。

4 第1項において公益通報を受け付けた監査室は、当該公益通報の内容について学校法人立正大学学園危機管理規程第5条に規定する危機事象が発生または発生するおそれがあると認めた場合は、同規程第8条に基づき、直ちに当該公益通報の内容を危機管理責任者に通報しなければならない。

(公益通報に関する調査)

第8条 監査室は、公益通報に関する調査の実施の有無等を公益通報者に通知しなければならない。
この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

2 監査室は、調査において高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の有識者に意見を求めることができる。

3 監査室は、調査が終了したときは、公益通報者に対して調査結果を通知するものとする。

(調査への協力義務)

第9条 監査室は、前条の調査に際し、調査対象者および調査対象部門の責任者に対して、資料の提出、事実の報告および説明、立ち入り調査等を請求することができる。

2 前項の請求があった場合は、調査対象者および調査対象部門の責任者は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

(是正措置等)

第10条 監査室は、調査の結果、法令違反行為が明らかになったときは、直ちに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

2 前項において是正措置および再発防止措置を講じたときは、理事長に文書で報告するとともに、当該是正措置および再発防止措置について公益通報者に通知しなければならない。

3 理事長は、法令違反行為に関与した教職員に対して、就業規則等に基づいて懲戒処分等の手続を執ることができる。

(事後確認)

第11条 監査室は、是正措置および再発防止措置を実施後、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発がないこと。
- (2) 是正措置および再発防止策が機能を果たしていること。
- (3) 公益通報者への不利益な取り扱いがないこと。

(遵守事項および公益通報対応業務従事者)

第12条 監査室は、その職務の遂行に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者、調査協力者および第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 自らが関係する公益通報の処理に関与しないこと。
- (3) 公益通報者を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。

ただし、法令（警察や裁判所等からの要請）に基づく場合はこの限りではない。また、当該公益通報に関する調査等を担当する公益通報対応業務従事者の間での情報共有等、通報対応にあたって必要不可欠な場合を除く。

- 2 当該公益通報に関する調査等を担当する監査担当者以外の公益通報対応業務従事者は、その都度理事長が監査室長と協議のうえ定める。
- 3 監査室の構成員および監査担当者以外の公益通報対応業務従事者は、その職を離れた場合であっても、第1項第3号に規定する事項を遵守しなければならない。

(公益通報者等の保護)

第13条 公益通報者は、公益通報をしたことを理由として、解雇、減給、降格、処分その他いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 監査室は、公益通報者に対して不利益な取扱い等が行われている場合は、当該公益通報者を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償の制限)

第13条の2 本学園は、公益通報を受けたことにより損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して賠償請求をすることができない。

(不正目的の通報の禁止)

第14条 公益通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正目的をもって通報を行ってはならない。

- 2 理事長は、前項の不正目的をもって通報を行った者に対して、就業規則等に基づいて懲戒処分等の手続を執ることができる。

(準用)

第15条 本規程第3条以外の者からの通報については、この規程を準用する。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は監査室が行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

令和5年9月27日改正、令和5年9月27日施行